

人権方針

この人権方針は三菱自動車がステークホルダーの人権を尊重した事業活動を行うことを目的として定めます。

三菱自動車は、人権尊重の取り組みを、社会的責任を果たしていく上で不可欠な要素であると認識します。すべての役員・従業員はこの人権方針を遵守します。

三菱自動車は、企業ミッション及びグローバル行動規範を踏まえ、私たちの事業活動において、基本的人権を尊重します。

三菱自動車は、「国際人権章典*1」及び人権諸条約、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言*2」及び諸基準、「ビジネスと人権に関する指導原則*3」、「国連グローバル・コンパクト*4」といった国際規範や基準を支持、尊重します。

三菱自動車は、ステークホルダーとの関わりを通じて人権尊重の取り組みを推進します。

三菱自動車は、事業活動を行うそれぞれの地域において、その国の国内法及び規制を遵守します。また、国際的に認められた人権と各国法の間には矛盾がある場合、私たちは、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求していきます。

1. 差別の禁止

三菱自動車は、人種、皮膚の色、国籍、民族、門地、性別、性的指向、性自認、年齢、障害の有無、言語、宗教などに基づく不当な差別やハラスメントを容認せず、多様性を尊重するとともに機会の均等に努めます。

2. 不当な労働慣行の排除

三菱自動車は、人身取引を含む奴隷労働や児童労働、強制労働といった不当な労働慣行を認めず、それらの排除に努めます。

3. 結社の自由と労使の対話

三菱自動車は、従業員が結社する権利を尊重します。また、従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に対話・協議します。

4. ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の確保

三菱自動車は、役員・従業員への教育、生計が立てられる賃金、安全で健康的に働ける

職場、適正な労働時間といった「ディーセント・ワーク」の確保に努めます。

5. 地域社会との共生

三菱自動車は、自らの事業活動が地域社会の人々に与える影響を理解し、多文化共生を図ります。

<人権デュー・ディリジェンス>

三菱自動車は、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを通じて私たちの事業活動が人権に与える負の影響を特定し、その防止、または軽減を図るよう取り組みます。

<救済措置>

三菱自動車が、人権に与える負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、社内外のしかるべき手続きを通じて、その救済に取り組みます。

<透明性及び説明責任の確保>

三菱自動車は、事業活動の中で本方針が定着するよう、すべての役員・従業員に対して適切な教育や研修を行ないます。また、当社グループ企業に対して本方針の遵守を徹底し、お取引先には本方針を踏まえた「サプライヤーCSR ガイドライン」を遵守いただくことを要請していきます。

三菱自動車は、人権尊重の取り組みについて、透明性及び説明責任を確保するため、ウェブサイト等で公開します。

*1：「国際人権章典」は、「世界人権宣言」、「市民的、政治的権利に関する国際規約」、及び「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」の総称。

*2：「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」には、「結社の自由及び団体交渉権」、「強制労働の禁止」、「児童労働の実効的な廃止」、「雇用及び職業における差別の排除」が謳われている。

*3：「国連のビジネスと人権に関する指導原則」は、ハーバード大学ジョン・ラギー教授により国連人権理事会に提出され、全会一致で承認を受けた「国際連合『保護、尊重及び救済』枠組」（2008年）を具体化するため、2011年に策定された原則。企業が人権問題に取り組む際に重要とされる人権デュー・ディリジェンスの手順等についても示されている。

*4：国連グローバル・コンパクトの定める4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10原則は、いずれも普遍的な価値として国際社会で認められており、「人権擁護の支持・尊重」、「強制労働の排除」、「児童労働の廃止」等が盛り込まれている。